

【イギリス】不在者投票申請手続を統一するための法律

主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生

*2025年10月27日、スコットランド及びウェールズにおける地方分権選挙の不在者投票申請手続を英国議会選挙等と整合させるための二次立法を可能にする法律が制定された。

1 背景と経緯

2022年選挙法¹は、不在者投票²の申請について、①本人確認手続を導入するとともに、②オンラインでも申請を可能とし（第2条及び附則第2）、③申請に基づき不在者投票を行える期間を、従来の無期限から、最長期間3年の更新とすることを規定した（第3条及び附則第3）。この改正は、法律案の段階では全ての選挙を対象としていたが、スコットランド議会及びウェールズ議会は地方分権選挙³への適用に反対した。ウェールズ議会は最終的に同意したが、スコットランド議会は同意しなかったため、英国政府は地方分権選挙に関する規定を削除し、改正は留保選挙⁴にのみ適用されることとなった⁵。これにより、スコットランド及びウェールズの有権者は、不在者投票の申請について、英国議会選挙及びウェールズの警察・犯罪対策委員選挙にのみオンラインサービスを利用でき、地方分権選挙については紙の申請を使用することとなった。なお、紙の申請はあらゆる種類の選挙を選択可能であり、スコットランド選挙管理委員会は、この差異が有権者に悪影響を与えるとの懸念を示していた⁶。

2024年10月16日、スコットランドのエディンバラ北部・リース選出のギルバート（Tracy Gilbert）議員（労働党）は、議員提出法律案によりスコットランド及びウェールズにおける不在者投票手続に関する規定の統一を可能とする法律案⁷を庶民院（下院）に提出した。同議員は、提出の理由として、2024年の英国議会選挙において（英国全体で）150万人以上が不在者投票の申請を行い、郵便投票申請の84%、代理投票申請の93%がオンラインサービスを利用し、その利用者の90%以上がサービスに満足していることから、オンライン不在者投票申請⁸の有効性

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年12月5日である。

¹ Elections Act 2022 (c.37). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/37>> 本法律については、芦田淳「【イギリス】2022年選挙法の制定（小特集 選挙・国民投票をめぐる法改正）」『外国の立法』No.296-1, 2023.7, pp.2-3. <<https://doi.org/10.11501/12902073>> を参照。

² 投票日当日に直接投票所に行けない有権者が行う郵便投票又は代理投票をいう。Elise Uberoi and Neil Johnston, “Absent voting,” 2025.7.21. UK Parliament website <<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-7419/>>

³ devolved elections. 立法する権限がスコットランド議会及びウェールズ議会（Senedd Cymru）に委譲された選挙を指し、スコットランド及びウェールズの地方議会選挙並びにスコットランド議会及びウェールズ議会選挙が含まれる。Neil Johnston, “The Absent Voting (Elections in Scotland and Wales) Bill 2024-26,” Research Briefing CBP 10180, 2025.10.29, p.2. UK Parliament website <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-10180/CBP-10180.pdf>>

⁴ reserved elections. 立法する権限が英国議会に留保されている選挙を指し、英国議会選挙、イングランドの全地方選挙、イングランド及びウェールズの警察・犯罪対策委員選挙並びに北アイルランドの全選挙が含まれる。ibid., pp.2-3.

⁵ Neil Johnston, “Elections Bill 2021-22: Progress of the Bill,” Research Briefing CBP 9421, 2022.5.4, pp.5-6. UK Parliament website <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-9421/CBP-9421.pdf>>

⁶ Malcolm Burr, “Annual Report 2022/23,” 2024.2, p.3. Electoral Management Board for Scotland website <<https://www.e-mb.scot/downloads/file/1053/annual-report-of-the-emb-for-scotland-2022-2023>> 悪影響については、有権者がオンラインサービスで全ての選挙の不在者投票を申請したと誤認する可能性が指摘されている。Johnston, *op.cit.*(3), p.4.

⁷ Absent Voting (Elections in Scotland and Wales) Bill (Bill 023 2024-25). <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/59-01/0023/240023.pdf>>

⁸ Online Absent Vote Application. 2022年選挙法に基づき創設され、2023年10月から北アイルランドを除く英国における指定された選挙の不在者投票申請に利用可能。Johnston, *op.cit.*(3), p.8.

は明らかであると述べた⁹。なお、本法律案の対象となる選挙規則の変更権限は地方分権化されているが、オンライン不在者投票申請は英国デジタルサービス¹⁰の一部であり、英国デジタルサービスの運営は英国議会及び英国政府の大臣に留保されている¹¹。庶民院において、ギルバート議員は、本法律案については、スコットランド及びウェールズの閣僚と協議し、合意に至ったと述べ¹²、野党である保守党も本法律案を現実的、かつ、必要なものとして歓迎した¹³。

本法律案は、2025年10月27日に国王裁可を受けて「2025年不在者投票（スコットランド及びウェールズにおける選挙）法」（以下「2025年法」）¹⁴として制定された。

2 2025年法の主な内容

2025年法は、全5か条から成る。一部を除き制定と同日に施行され（第4条）、英国全域に適用される（第5条）。2025年法は、スコットランド大臣及びウェールズ大臣に規則制定権限を付与するもので、実施には詳細を規定する二次立法が必要となる。主な内容を紹介する。

第1条は、スコットランド及びウェールズにおける地方選挙について規定する。1983年国民代表法¹⁵附則第2第1条を改正し、不在者投票申請時の本人確認手続について英国議会選挙と整合させる規則の制定を認め、同附則に第5ZB条を追加し、英国デジタルサービスを用いたオンライン不在者投票申請を可能とする規則の制定を認める。また、不在者投票について規定する2000年国民代表法¹⁶附則第4を改正し、不在者投票申請の有効期間（最長3年）等について英国議会選挙と整合させる規則の制定を認める。

第2条は、スコットランド議会選挙について規定する。1998年スコットランド法¹⁷に第12B条を追加し、不在者投票申請に関する英国デジタルサービスの利用について、規則により規定を設ける権限を主務大臣又はスコットランド大臣に付与する。スコットランド大臣が本条に基づく規則を制定する場合は、主務大臣の同意を必要とする。

第3条は、ウェールズ議会選挙について規定する。2006年ウェールズ政府法¹⁸に第13B条を追加し、不在者投票申請に関する英国デジタルサービスの利用について、規則により規定を設ける権限を主務大臣又はウェールズ大臣に付与する。ウェールズ大臣が本条に基づく規則を制定する場合は、主務大臣の同意を必要とする。

第4条は、有権者の混乱の回避を目的として、主務大臣が2025年法のいずれかの部分の施行に関して適切と認める経過措置又は救済規定を規則により制定することを認める。

⁹ *Hansard*, Vol.760, 2025.1.17, c.668. <[https://hansard.parliament.uk/commons/2025-01-17/debates/72FBEEA1-31CB-4295-830D-8B09D40B152A/AbsentVoting\(ElectionsInScotlandAndWales\)Bill](https://hansard.parliament.uk/commons/2025-01-17/debates/72FBEEA1-31CB-4295-830D-8B09D40B152A/AbsentVoting(ElectionsInScotlandAndWales)Bill)>

¹⁰ UK digital service. 有権者登録のために英国政府の大臣が提供するデジタルサービスをいう。1983年国民代表法（後掲注(15)参照）附表第2第3ZA条第7項

¹¹ Johnston, *op.cit.*(5), p.8.

¹² *Hansard*, *op.cit.*(9), c.669.

¹³ *ibid.*, c.690.

¹⁴ *Absent Voting (Elections in Scotland and Wales) Act 2025* (c.27). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/27>>

¹⁵ *Representation of the People Act 1983* (c.2). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1983/2>> 有権者登録又は郵便若しくは代理投票に関する規則には、附則第2に記載される規定（登録担当官が登録業務において必要な情報の提供を申請者に要求することを許可する規定など）を含めることができる（第53条第3項）。第53条に基づく主務大臣の英国デジタルサービスに関する規則制定権限は、スコットランドにおける選挙に関してはスコットランド大臣が、ウェールズにおける選挙に関してはウェールズ大臣が並行して行使可能である（同条第9項）。

¹⁶ *Representation of the People Act 2000* (c.2). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/2>>

¹⁷ *Scotland Act 1998* (c.46). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1998/46>>

¹⁸ *Government of Wales Act 2006* (c.32). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/32>>